

東近江圏域 水害に強い地域づくり協議会 取組方針に基づく取組状況一覧表

資料2-2

取組実施期間 2017年度～2021年度

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

目標時期の考え方
 引き続き実施：今後も継続して行う取組
 順次実施：概ね5年の間に着手する取組

共通の取組
 水害に関する取組
 土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)				
1 ・平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・トップセミナーを開催し、ホットラインの運用方法を確認 ・水害協担当者会議にてホットラインを確認
2 ・土砂災害に関するホットラインを構築する	2018.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・2018年6月25日付けにて、土砂災害に関するホットラインの連絡体制を策定・通知済(滋賀県砂防課)
■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)				
3 ・河川管理者のタイムラインを精査し、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載した上で協議会の場を活用し共有する	2018.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・河川管理者のタイムラインについて、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載し、2018年6月開催の担当者会議において共有した。
4 ・土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難勧告発令基準について検証する	2019.3まで	2市2町 滋賀県	完了	・2市2町について、土砂災害に対する避難勧告発令基準が客観的に記載されていることを確認した。(滋賀県砂防課)
5 ・毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・引き続き実施
■多機関連携型タイムラインの拡充				
6 ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しに合わせて「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくタイムラインを作成する	2022.3まで	2市2町 滋賀県	未完了	・今後、作成・活用方法を検討 ・既にタイムラインを作成済みの機関は引き続き運用を行う
■水害・土砂災害危険性の周知				
7 ・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
8 ・中小河川における避難判断等の目安を検討する	引き続き実施	竜王町 滋賀県	-	・中小河川への水位センサ(超音波式)の本設置検討を行った。(設置の有無については令和4年度に判断)(竜王町)
	順次実施	近江八幡市 東近江市 日野町	一部 着手	・日野町において避難判断の目安となる簡易量水標を設置。(日野町・滋賀県) ・近江八幡市下豊浦において避難判断の目安の検討を進めている。(滋賀県) ・東近江市きぬがさ町と葛巻町において避難判断の目安設定済。(滋賀県)
9 ・危険性周知が必要な箇所に、簡易量水標を順次設置する	引き続き実施	滋賀県	-	・地域の避難判断の目安となる簡易量水標を、2箇所設置。(日野町・滋賀県) ・来年度も引き続き実施(滋賀県)
10 ・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する	引き続き実施	滋賀県	-	・2019年度は基礎調査を完了し、結果を滋賀県ホームページに掲載した。 土砂災害警戒区域の指定を完了させ、指定後、順次滋賀県土木防災情報システム及び滋賀県防災情報マップに掲載した。今後は、2巡目の基礎調査を実施する予定。 令和2年度は土砂災害警戒区域等を表示した現地標識を東近江市内で4箇所設置した。 令和3年度には避難の実効性が高められるように市町と協議して看板設置の計画を進めた。 (滋賀県砂防課)
11 ・毎年協議会の場において、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・毎年の協議会(担当者会議)にて情報共有

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 (緑色)
 水害に関する取組 (青色)
 土砂災害に関する取組 (黄色)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供				
12 ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト(SISPAD)を運営・更新する	引き続き実施	滋賀県	-	・SISPADを運営し、河川防災カメラを増設した。
13 ・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する	引き続き実施	2市2町	-	・これまでの情報提供媒体による発信は継続実施。2021年10月に市公式LINEが稼働。LINEを活用した情報発信が可能となった。(近江八幡市) ・Lアラートや戸別受信機(防災行政無線同報系)等の従来から活用している手段に加え、市LINEも活用しながら避難情報の迅速な伝達に努める。(東近江市) ・デジタル防災行政無線戸別受信機の設置および竜王町公式アプリ「しるみる竜王」の登録について周知を行った。自治会長に配付したタブレット端末の情報伝達訓練を行った。(竜王町)
14 ・土砂災害警戒情報について、プッシュ型しらがメールの利用を促進する	引き続き実施	滋賀県	-	・砂防出前講座、地元説明会の際などにしらがメールの登録を促した。 引き続き防災メール等とあわせてお知らせしてゆく。(滋賀県砂防課)
■防災施設の機能に関する情報提供の充実				
15 ・ダムへの操作に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダムの働きについて理解を深めていく	順次実施	2市2町 滋賀県	着手 (継続実施)	・継続配布、日野川ダムでのダムカード配布実績は以下のとおり。 H28:1,513、H29:1,767、H30:1,486、R1:1,555、R2:713(滋賀県水源地域対策室)
16 ・異常洪水時防災操作に伴い発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手 (継続実施)	・継続実施、ダムカードの配布に併せ、ダムウォーキングマップとダムの説明を説明してあるパンフレットを提供する。(滋賀県水源地域対策室) ・10月30日に日野川ダム周辺で文化財とジョイントしてのウォーキングイベントを開催し、27人の参加を得た。(滋賀県水源地域対策室)
■ダム放流情報を活用した避難体制の確立				
17 ・避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の実施を検討する	2019.6まで	滋賀県	完了	・運用中、R3よりダムについてのホットラインを見直し。(滋賀県水源地域対策室)
18 ・異常洪水時防災操作移行時に報道機関への情報提供を行い、テレビトップの協力依頼を実施する	2019.6まで	滋賀県	完了	・運用中(滋賀県水源地域対策室)
■土砂災害警戒情報を補足する情報の提供				
19 ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県	-	・2021年出水期からの高解像度化に対応した基準設定に向けて、より精密でレベル化にも対応した適切な基準となるよう検証を行った。精度向上に向けて引き続き検証を行っている。(彦根地方気象台) ・精度向上に向けて引き続き災害情報の収集と分析を進めている。(滋賀県砂防課)
20 ・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	滋賀県	-	・滋賀県土木防災情報システムの機能向上や防災メールの利用の促進を進める。(滋賀県砂防課)

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組

水害に関する取組

土砂災害に関する取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等				
21 ・避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・引き続き実施
22 ・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・広域避難が可能となる滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合都の「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結(2020年10月5日)(滋賀県防災危機管理局)
■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施				
23 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し支援する	2022.3まで	2市2町 滋賀県	未完了	・市地域防災計画に掲載した28施設に対し、計画を策定済みの施設に対しては、避難訓練の実施および計画の見直し、点検の依頼文を送付。また、未策定施設に対しては策定依頼を継続送付。市HPIに要配慮者利用施設に係る避難確保計画に関するページを掲載し、各種資料および消防計画をベースとした避難確保計画のサンプルを掲載。(近江八幡市) ・市域にかかる想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域図が公表されたことを受けて行った全施設の再評価に基づき、リスク変更のあった施設には、通知を行い計画策定(変更)の事前準備を促した。(東近江市) ・計画が未作成であったり訓練実施の報告がされていない施設には複数回通知を行い速やかな報告を促した。(東近江市)
24 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・協議会(担当者会議)にて進捗状況を確認 ・市地域防災計画に28施設を掲載。(2022年3月時点)避難確保計画作成済み27施設、避難訓練実施24施設。(近江八幡市) ・引き続き実施

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知				
25 ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ○日野川 ○愛知川 ○琵琶湖	2019.3まで 2020.3まで 2019.3まで	滋賀県	完了	・日野川、愛知川、琵琶湖の洪水浸水想定区域図を作成し公表した。
26 ・地先の安全度マップについて、更新し公表する	2020.3まで	滋賀県	完了	・2020年3月31日に公表した。
27 ・平成15年度公表の土砂災害危険箇所については平成29年度に基礎調査を完了し、土砂災害警戒区域等の指定を完了する	2019.3まで	滋賀県	完了	・2003年度公表の土砂災害危険箇所については、2018年度に指定を完了した。(砂防課)
28 ・新たに判明した土砂災害リスク箇所について基礎調査を完了し公表する	2020.3まで	滋賀県	完了	・土砂災害防止法に基づく2巡目の基礎調査を実施してゆく。(滋賀県砂防課)
29 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・協議会(担当者会議)にて進捗報告
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用				
30 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	2021.3まで	2市2町	完了	・2020年度に外水氾濫と内水氾濫等を反映したハザードマップ(計画規模・想定最大)を作成し、2021年4月に全戸配布。(2007年度作成のマップの改訂)。市HPIにも掲載。(近江八幡市) ・タイムライン(我が家の防災計画)や備蓄品一覧等の防災情報も含んだ防災マップとして全戸に配布した。市HPIにも掲載済み。(東近江市) ・ハザードマップを全戸配布(日野町) ・2021年5月に洪水浸水・土砂災害ハザードマップの全戸配付を行った。(竜王町)
■浸水・土砂災害実績等の周知				
31 ・地先の安全度マップによる浸水リスクの公表ならびに、流域治水条例による想定浸水深の設定を行う	引き続き実施	滋賀県	-	・2020年3月31日想定浸水深を設定した。
32 ・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

目標時期の考え方
 引き続き実施：今後も継続して行う取組
 順次実施：概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 水害に関する取組 土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■防災教育の促進				
33 ・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・子ども防災塾事業として市内コミュニティセンターへ委託。 2021年度は沖島学区にて実施し学区内の小学生等が参加。(近江八幡市) ・地域が小中学生を対象に実施する事業と連携し、地域の災害リスクや避難行動などについて説明を行った。(東近江市) ・町内の小学校で出前講座を継続的に実施(日野町) ・竜王町公民館事業として小学生を対象とした防災キャンプを実施。また、中学1年生の「地域・未来創造学習」の一環として講座を実施した。(竜王町)
34 ・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
35 ・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・2021年度は6月1日～9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施し26校から計156点の応募があった。(滋賀県砂防課)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■洪水予測や水位情報の提供の強化				
36 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ(CCTVカメラ)を設置し情報を提供する	引き続き実施	滋賀県	-	・河川防災カメラ(CCTVカメラ)の維持管理し、情報を提供する。(2021年度は白鳥川橋上流左岸に設置完了)(滋賀県)
37 ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する	引き続き実施	東近江市	-	・実施済(東近江市)
38 ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標を設置、観測し、情報共有する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・実施済(東近江市) ・中小河川への水位センサ(超音波式)の本設置検討を行った。(設置の有無については令和4年度に判断)(竜王町) ・氾濫するおそれのある地域等における洪水時の避難指示等の発令判断に活用するため簡易水位計・量水標を設置し観測、情報共有。(2021年度は、日野町2箇所簡易量水標を設置済)(滋賀県)
■避難路、避難場所の安全対策の強化				
39 ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	2021.3まで	滋賀県	完了	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく対策を東近江市愛東外町での避難路対策の急傾斜事業が完了した。(砂防課)

(2) 被害軽減の取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 (緑色)
 水害に関する取組 (青色)
 土砂災害に関する取組 (黄色)

① 水防体制の強化に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認				
40 ・1級河川における重要水防箇所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	順次実施 (2021.6まで)	2市2町 滋賀県	着手	・重要水防箇所等の情報共有と関係市による共同点検と堤防の浸透、浸食に関する情報提供
41 ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・共同点検の際に情報共有済
42 ・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・共同点検の際に確認済
■水防・土砂災害に関する広報の充実				
43 ・協議会の場において、水防団員(消防団員)、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・自主防災組織未設置自治会や要請のあった自治会・学区等で出前講座を開催。(近江八幡市) ・防災に関する連続講座やフォーラムの開催、地区への出前講座等を通じて自主防災の必要性についての周知を継続して行っている(東近江市)変更なし
44 ・自主防災組織の体制づくりを支援する(組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・①自主防災組織未設置自治会や要請のあった自治会・学区等で出前講座を開催。 ②子ども防災塾事業の実施。(近江八幡市) ・防災に関する連続講座やフォーラムの開催、地区への出前講座等を通じて組織の立上げや運営への支援を継続して行っている(東近江市)変更なし ・自主防災組織の資機材整備に補助金で支援。自主防災組織で水防訓練を実施される場合は、土砂・土のう袋の資材を提供。(竜王町)
■水防・土砂災害防止訓練の充実				
45 ・水防技術に関する勉強会を実施する	引き続き実施	2市2町	-	・実施済(東近江市) ・引き続き実施
46 ・毎年、水防研修・水防訓練を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・引き続き実施
47 ・毎年、市町主催の土砂災害を対象とした訓練や、県と市町による土砂災害情報伝達訓練を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・2021年度は6月10日に県下統一の土砂災害情報伝達訓練を実施し、滋賀県土木防災情報システムの操作確認を行った。(滋賀県砂防課)
■水防関係者間での連携、協力に関する検討				
48 ・協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・引き続き実施

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実				
49 ・市町庁舎や災害拠点病院のリスクを確認し協議会の場を活用し、情報共有する	2019.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・担当者会議にてリスク情報を共有
■市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)				
50 ・協議会の場を活用し、市町庁舎や災害拠点病院のリスクを踏まえ機能確保の対策について検討する	2019.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・情報を持ち帰り機能確保について検討。

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

目標時期の考え方
 引き続き実施：今後も継続して行う取組
 順次実施：概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 水害に関する取組 土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善				
51 ・長期にわたり浸水が継続する地域(干拓地等)において、排水計画を作成し、災害時における排水ポンプ派遣について、国などの関係機関の連携を強化する	順次実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県	着手	・連携強化の支援を求めます。(東近江市) ・災害時における排水ポンプ車派遣について、滋賀県の水防計画書を情報共有。 ・排水作業準備計画の手引きを情報共有。
52 ・水資源機構との連携や、機構の対象区域外の体制について確認する	順次実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県	未着手	・河川情報等の迅速な状況把握と関係機関への情報提供と共有。 ・順次実施(東近江市)
■浸水被害軽減地区の指定				
53 ・浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する	順次実施 (2019.3まで)	滋賀県	着手	・浸水被害軽減施設の抽出作業を実施し、該当施設がないことを担当者会議にて報告済み。
54 ・協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・今回対象となる施設は該当なし。

(4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)				
55 ・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)東近江土木事務所管内(別紙1)」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成26年3月)、東近江土木事務所管内(別紙1)」により、河川改修および堤防強化を実施。
56 ・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・「緊急浚渫推進事業計画(R2~6)」を活用し、河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等。
57 ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をTランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
58 ・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)により土砂災害防止施設の整備を実施。
■多数の家屋や重要施設等の保全対策				
59 ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施する	2021.3まで (概成)	滋賀県	完了	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施した。
■ダム等の洪水調節機能の向上・確保				
60 ・長寿命化計画の見直しを行う	順次実施	滋賀県	着手	・点検を行い必要な見直しを行った。(滋賀県水源地域対策室)
61 ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	順次実施	滋賀県	着手	・2020年5月よりダム事前放流等の運用を開始(滋賀県水源地域対策室・農政水産部耕地課) ・2020年5月治水協定の基準降雨量見直しを検討し、R4年度に協定変更予定。(滋賀県水源地域対策室)
■重要インフラの機能確保				
62 ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する	2021.3まで (概成)	滋賀県	完了	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく対策を近江八幡市沖島町で完了した。(滋賀県砂防課)
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保				
63 ・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う	順次実施	滋賀県	着手 予定	・日野川改修にあわせ樋門(二重川)について検討を実施する

(5) 減災・防災に関する取組および支援

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 (緑色)
 水害に関する取組 (水色)
 土砂災害に関する取組 (黄色)

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援				
64 ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
65 ・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
■適切な土地利用の促進				
66 ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・引き続き実施
67 ・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する 取組対象地区: 近江八幡市水茎町、近江八幡市安土町下豊浦、 東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・引き続き実施
68 ・土地利用規制の取組を実施する(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
■そなえる対策の実施				
69 ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・令和3年4月に当市水害ハザードマップとともに、日常や災害時の心構えなどを抜粋した、避難所や避難経路、家族の連絡先などを各自で記載もできるリーフレット「災害時 こんなとき、どうする？」および避難所や家族の連絡先などを記載・共有・携帯できるカード「家族のやくそくごと」の全戸配布した。 避難誘導マニュアル指針、避難所運営マニュアル指針の改訂に伴い、5月に各指針の概要版を自治会長へ配布、7月に各マニュアル指針を学区コミュニティセンターへ配布した。(近江八幡市) ・引き続き実施
70 ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・自治会や地元学校に対して、市防災マップに掲載している「我が家の防災計画」の作成方法を説明する出前講座を実施した。(東近江市) ・引き続き実施
■貯留浸透対策の推進				
71 ・各戸での雨水貯留対策に対し支援する	引き続き実施	東近江市	-	・完了(東近江市)
72 ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する	順次実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	着手	・農地・森林での貯留対策推進、取組開始(日野町) ・引き続き実施
■避難のための情報発信				
73 ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等(無線のデジタル化等)を普及する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町	-	・継続検討(近江八幡市)
	順次実施	竜王町	着手	・令和3年度(2021年度)よりデジタル防災行政無線の運用を開始した。(竜王町)